

第36回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年3月4日（金）

午後6時から午後7時まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：愛知県まん延防止等重点措置の期間再延長にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：「まん延防止等重点措置」での感染防止対策について

資料3：愛知県まん延防止等重点措置 まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け
県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に係る病床フェーズの引き上げ
に伴う病床の緊急確保について

参考資料3：新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化について

参考資料4：軽症者等宿泊療養施設について

参考資料5-1：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料5-2：愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）

参考資料6：県の大規模集団接種会場における妊産婦の方への予約なしの3回目接種の実
施について

参考資料7：県の大規模集団接種会場における5歳から11歳の小児への新型コロナワクチ
ン接種予約の開始について

参考資料8：小児（5歳以上11歳以下）への新型コロナワクチン接種後の副反応等に対応
する専門相談窓口の新規開設について

参考資料9：再延長に伴う県立学校の対応のポイント

参考資料10-1：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、抗原定性検査簡易キッ
トを保健所等に配備します

参考資料10-2：愛知県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒に対する新型コロナワク
チン接種を実施します

参考資料10-3：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

第 36 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一 (代理出席:副会長 細井 延行) <small>ほそい のぶゆき</small>
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹 (代理出席:総務部長 杉本 英明) <small>すぎもと ひであき</small>
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	かち ようじ 可知 洋二 (欠席)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うさみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所 長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席:主幹 新井 哲也) <small>あらい てつや</small>
岡崎市保健所	所 長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所 長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所 長	たけうち きよみ 竹内 清美

第36回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

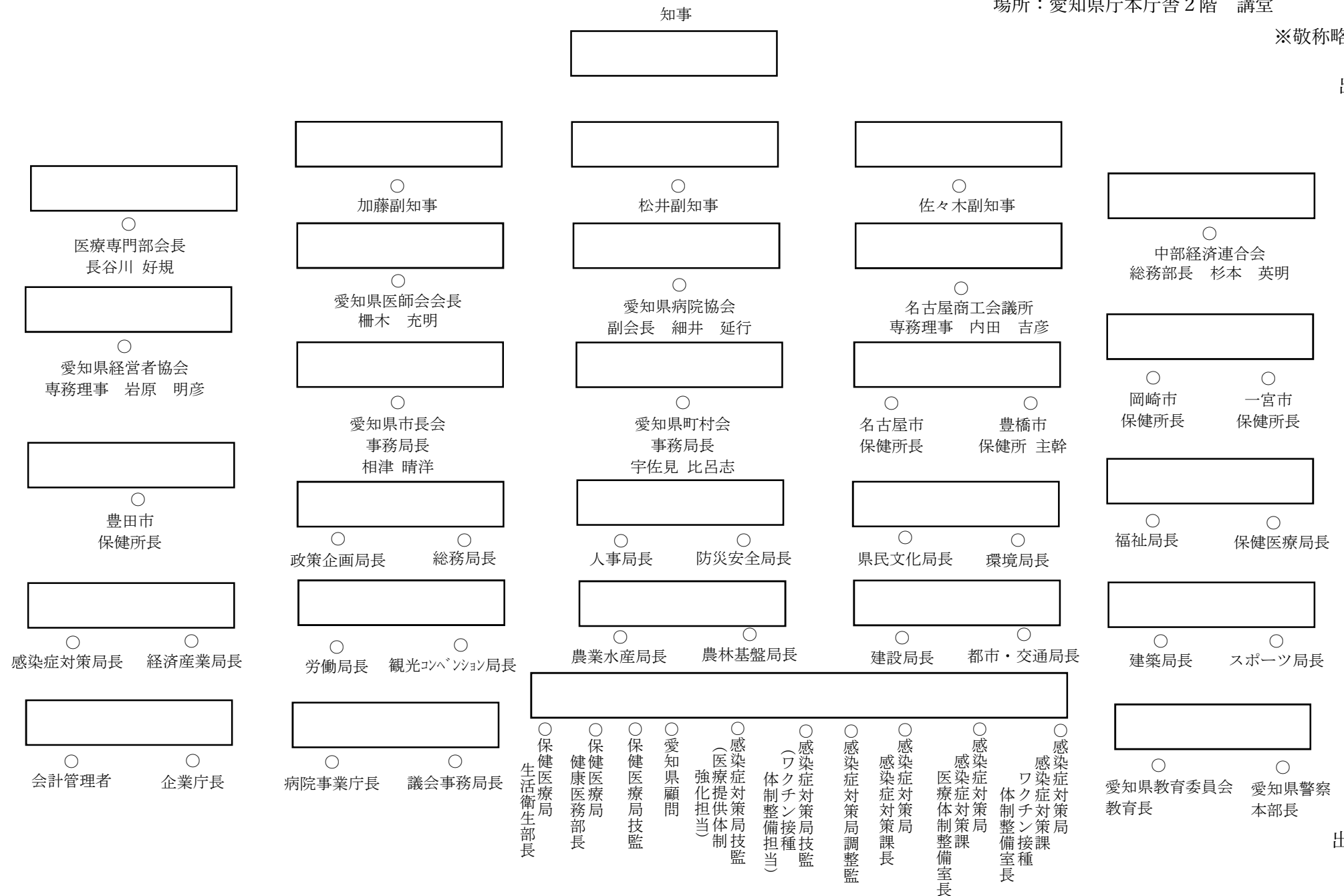
日時：2022年3月4日（金）

午後6時から午後7時まで

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

※敬称略

出入口



愛知県まん延防止等重点措置の期間再延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、1月21日から期間延長を含め、まん延防止等重点措置により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

しかしながら、感染力の非常に強いオミクロン株により、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として入院患者数は多く、厳しい状況が続いております。

このため、本日、3月7日から3月21日までの15日間、まん延防止等重点措置の再度の期間延長を決定しました。

県民・事業者の皆様には、改めて、県をまたぐ不要不急の移動自粛、飲食店等に対する営業時間の短縮など、感染防止対策の徹底をお願いします。

特に、春休みや年度末に向け、卒業式や入社式、花見や春祭りなどの「季節の行事」等、人の集まる機会が増えることから、人と人の距離の確保など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

また、感染拡大抑制に不可欠であるワクチンの3回目接種につきましても、市町村の集団接種・個別接種に加え、県の大規模集団接種、企業等の職域接種などにより、1人でも多くの方に、1日でも早く接種を受けていただけるよう、全力で取り組んでおりますので、皆様には積極的な接種の検討をお願いします。

オール愛知一丸となって、この第6波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域** 愛知県全域
- 2 再延長期間** 3月7日（月）から3月21日（月）までの15日間
- 3 要請事項** 別紙『愛知県まん延防止等重点措置』にご協力をお願いします。

2022年3月4日

愛知県知事 大村 秀章

「まん延防止等重点措置」での感染防止対策について

○実施区域

愛知県全域

・重点措置を講じるべき区域(措置区域)

2月 9日(水)～2月11日(金):53市町村(東栄町除く)

2月12日(土)～3月 6日(日):愛知県全域(54市町村)

3月 7日(月)～3月21日(月):愛知県全域(54市町村)

○期間の再延長

実施期間 :1月21日(金)～2月13日(日)(24日間)

延長期間 :2月14日(月)～3月 6日(日)(21日間)

再延長期間 :3月 7日(月)～3月21日(月)(15日間)

事業者の皆様へのお願い

○飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

【要請期間の再延長】

実施期間 :1月21日(金)～2月13日(日)(24日間)

延長期間 :2月14日(月)～3月 6日(日)(21日間)

再延長期間 :3月 7日(月)～3月21日(月)(15日間)

その他のお願い

○行事等での対応

⇒3月・4月に行われる行事等での対応

【追加】

- ・卒業式、入学式、入社式等は、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討
- ・歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見、卒業パーティー、追い出しコンパ、仕事の打ち上げなどの自粛
- ・卒業旅行、友人との旅行は控えるように
- ・花見や春祭りなど「季節の行事」での「基本的な感染防止対策」の徹底

○学校等での対応

【変更】（3月7日（月）から適用）

- ・「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」※の自粛
⇒地域の感染状況に応じて慎重に検討

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- ・部活動は原則休止 ⇒ 部活動の合宿は自粛

県の取組

【追加】

- ・小児接種は、県の大規模集団接種会場4会場において、3月5日から順次実施
- ・新たに、あいち小児保健医療総合センターに副反応の専門相談窓口を開設

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのおお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 1月21日(金)～2月13日(日)

延長期間：2月14日(月)～3月6日(日)

再延長期間：**3月7日(月)～3月21日(月)**

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのおお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都道府県への移動は、極力控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用(不織布マスクを推奨。以下同じ。)など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人

数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(介助や介護を要する場合は除く)、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

- ・要請期間 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間
- ・延長期間 2月14日(月)から3月6日(日)までの21日間
- ・再延長期間 3月7日(月)から3月21日(月)までの15日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 あいスタ認証店は、延長前(1月21日から2月13日まで)、延長後(2月14日から3月6日まで)、再延長後(3月7日から3月21日まで)のそれぞれの期間において、以下の①、②のどちらかを選択(延長前、延長後、再延長後の各期間内における選択は変更できません)
 - ①5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)
 - ②5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)その他の店は、5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・感染防止対策 措置区域と同じ

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

○「別表2」の施設欄に定める施設に対し、「別表2」の内容欄のとおり要請を行います。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

○飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。

○全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑨ テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

○事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合

は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑫ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※ 特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑬ 3月・4月に行われる行事等での対策

- 卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討してください。特に、大学の卒業式・入学式など、より多くの人が集まる行事は、より慎重な対策の上で適切な開催の在り方を判断してください。
- 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見、卒業パーティー、追い出しコンパ、仕事の打ち上げなどは自粛をお願いします。
- 卒業旅行や友人との旅行、春休みの旅行は控えましょう。
- 花見、春祭りなど、多数の人が集まる「季節の行事」については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑭ 学校等での対応

- 感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いいたします。
- 「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」(※)は、行わないよ
うの実施は、地域の感染状況に応じて慎重に検討をお願いします。
- ※ (近距離で活動する)理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面
形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽
器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動
- 地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願いします。
- 分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学
習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 部活動は、原則休止をの合宿は、自粛をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・
させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染
防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑮ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保
育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する
ようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグルー
プに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するよう願
いします。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可
能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、2歳未
満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するよう
お願いします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかな
どの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは
無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童

や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。

- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑯ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 新たな宿泊療養施設を順次開設するとともに、体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員、保育士・幼稚園教諭等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。
- また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。
- 小児接種については、県が設ける大規模集団接種会場4会場において、3月5日から順次接種を実施します。また、お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、新たに、あいち小児保健医療総合センターに副反応の専門相談窓口を開設し、小児の接種後の副反応に関する相談に対応します。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域)

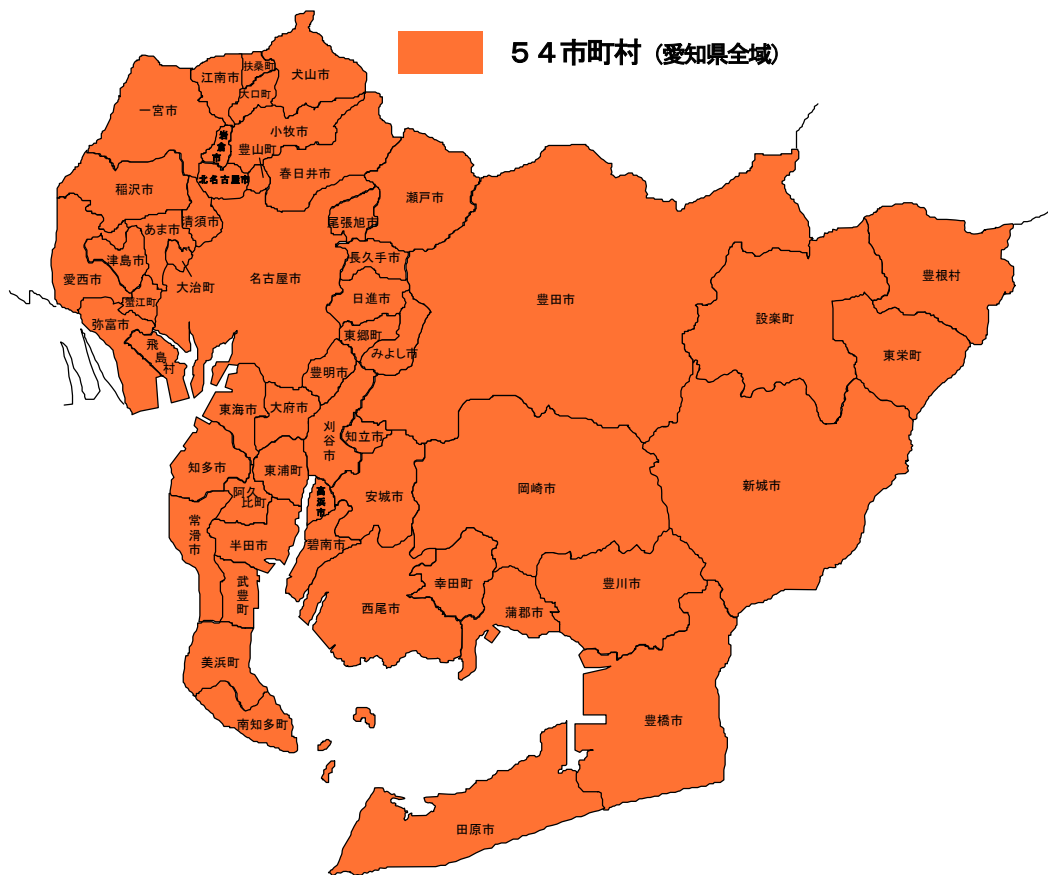
<1月21日(金)~2月8日(火)>



<2月9日(水)~2月11日(金)>



<2月12日(土)~3月21日(月)>



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別表1 営業時間短縮等を要請する施設

(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

施設の種類の	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	【あいスタ認証店】 延長前、延長後、再延長後のそれぞれの期間において、以下の①、②のどちらかを選択 ① 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと) ② 5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
遊興施設等 (※)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	【その他の店】 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

(※) 遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

	施設	内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</p> <p><措置区域> (法第31条の6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導(※) ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>※入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。</p> <p><措置区域以外> (法第24条第9項に基づく協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力要請内容は措置区域と同じ
第5号	集会場、公会堂、葬祭場 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
第10号	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表4 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人	

(注1)5,000人超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 ＊室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城市地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 1月21日(金)～2月13日(日)

延長期間：2月14日(月)～3月6日(日)

再延長期間：3月7日(月)～3月21日(月)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都道府県への移動は、極力控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用(不織布マスクを推奨。以下同じ。)など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人

数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(介助や介護を要する場合は除く)、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とします。

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

- ・要請期間 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間
- ・延長期間 2月14日(月)から3月6日(日)までの21日間
- ・再延長期間 3月7日(月)から3月21日(月)までの15日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 あいスタ認証店は、延長前(1月21日から2月13日まで)、延長後(2月14日から3月6日まで)、再延長後(3月7日から3月21日まで)のそれぞれの期間において、以下の①、②のどちらかを選択(延長前、延長後、再延長後の各期間内における選択は変更できません)
 - ①5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)
 - ②5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)その他の店は、5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - ・感染防止対策 措置区域と同じ

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

○「別表2」の施設欄に定める施設に対し、「別表2」の内容欄のとおり要請を行います。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

○飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。

○全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑨ テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

○事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合

は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑫ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※ 特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑬ 3月・4月に行われる行事等での対策

- 卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討してください。特に、大学の卒業式・入学式など、より多くの人が集まる行事は、より慎重な対策の上で適切な開催の在り方を判断してください。
- 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見、卒業パーティー、追い出しコンパ、仕事の打ち上げなどは自粛をお願いします。
- 卒業旅行や友人との旅行、春休みの旅行は控えましょう。
- 花見、春祭りなど、多数の人が集まる「季節の行事」については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑭ 学校等での対応

- 感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)の実施は、地域の感染状況に応じて慎重に検討をお願いします。
- ※ (近距離で活動する)理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動
- 地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願いします。
- 分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 部活動の合宿は、自粛をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑮ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するようお願いします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童

や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。

- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑯ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員、保育士・幼稚園教諭等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。
- また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。
- 小児接種については、県が設ける大規模集団接種会場4会場において、3月5日から順次接種を実施します。また、お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、新たに、あいち小児保健医療総合センターに副反応の専門相談窓口を開設し、小児の接種後の副反応に関する相談に対応します。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

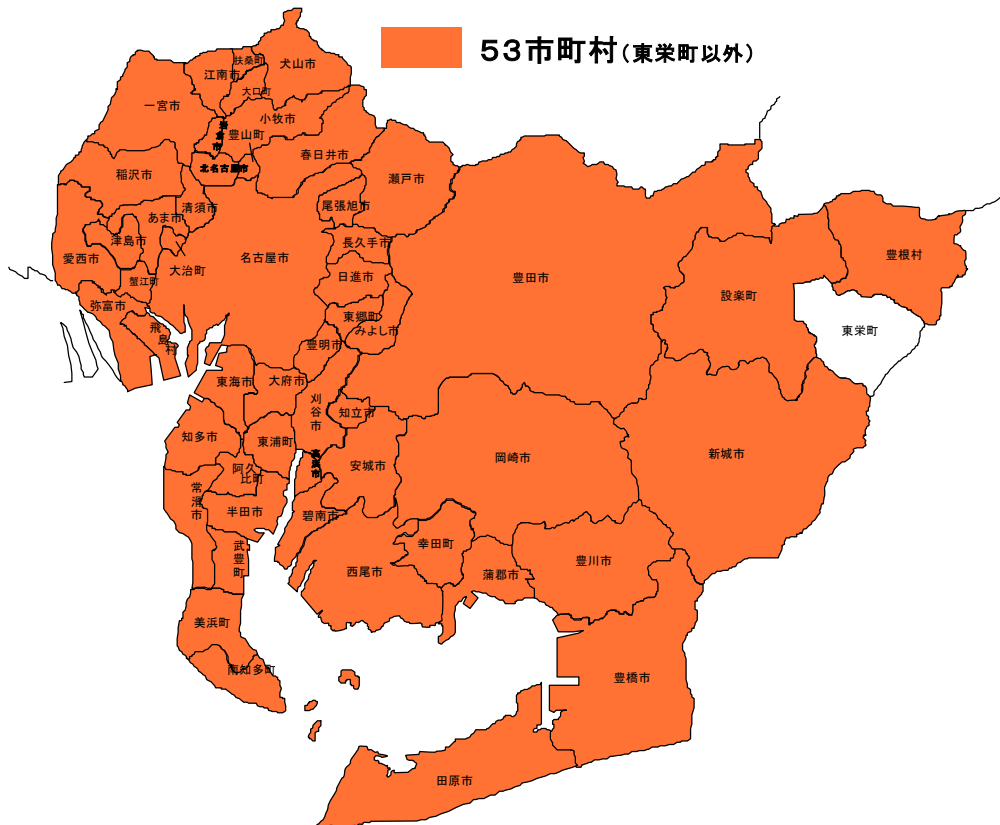
別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域)

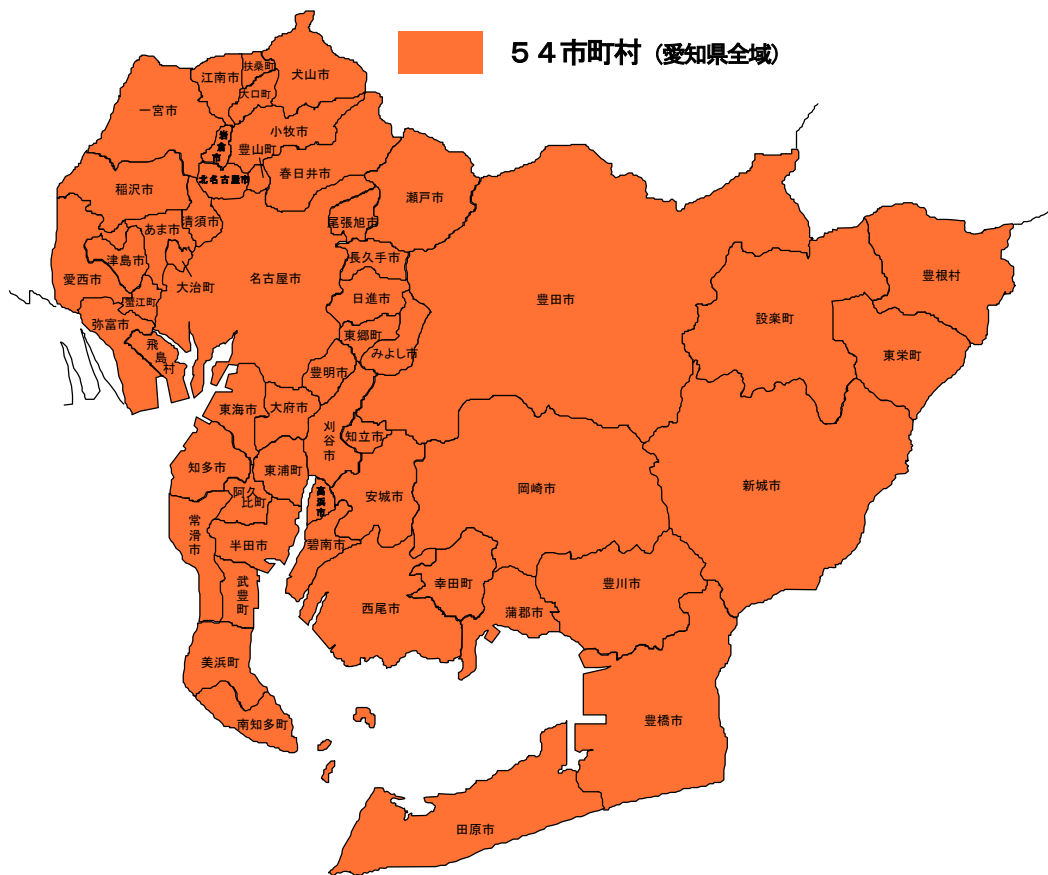
<1月21日(金)~2月8日(火)>



<2月9日(水)~2月11日(金)>



<2月12日(土)~3月21日(月)>



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



別表1 営業時間短縮等を要請する施設

(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	【あいスタ認証店】 延長前、延長後、再延長後のそれぞれの期間において、以下の①、②のどちらかを選択 ① 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと) ② 5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
遊興施設等 (※)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	【その他の店】 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

(※) 遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

	施設	内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</p> <p><措置区域> (法第31条の6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導(※) ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 <p>※入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いいたします。</p> <p><措置区域以外> (法第24条第9項に基づく協力要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力要請内容は措置区域と同じ
第5号	集会場、公会堂、葬祭場 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
第10号	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表4 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人	

(注1)5,000人超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 * 室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城市地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

愛知県新型コロナウイルス感染症

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け

まん延防止等 重点措置

実施区域：愛知県全域

実施期間：1月21日～2月13日
延長期間：2月14日～3月6日
再延長期間：3月7日～3月21日

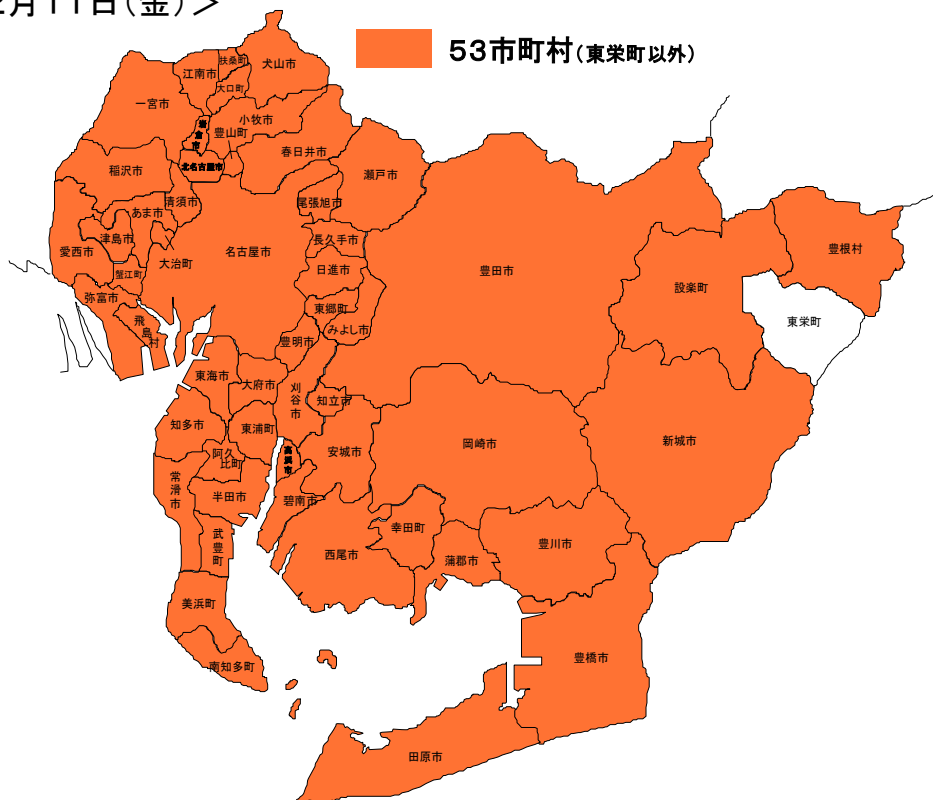
重点措置を講じるべき区域(措置区域)

<1月21日(金)～2月8日(火)>



重点措置を講じるべき区域(措置区域)

<2月9日(水)~2月11日(金)>



重点措置を講じるべき区域(措置区域)

<2月12日(土)~3月21日(月)>



「愛知県まん延防止等重点措置」の対策 ①

県民	①不要不急の行動の自粛	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	まん延防止等重点措置区域の適用都道府県への移動を控えて
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する営業時間短縮等の要請	〔認証店〕 期間を通して①又は②を選択 ①5時～20時(酒類提供禁止) ②5時～21時(酒類11時～20時)
	⑥飲食店等以外に対する感染防止対策の要請	〔その他の店〕 5時～20時(酒類提供禁止)
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	入場者の整理誘導、マスク着用の周知等
	⑧生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	全ての施設で感染防止対策を自己点検 十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続

「愛知県まん延防止等重点措置」の対策 ②

事業者	⑨テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進
	⑩職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑪事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定
その他	⑫イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント 収容率100%かつ人数上限20,000人
	⑬3月・4月に行われる行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛
	⑭学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に検討、部活動の合宿は自粛
	⑮保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動の回避、可能な範囲で一時的にマスク着用を奨める
	⑯高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底
県	○ワクチンの3回目接種の加速化	○あいスタ認証店の普及

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 外出する場合は、**混雑した場所**や**感染リスクが高い場所**を避けて

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の**移動自粛**
- 特に**まん延防止等重点措置の区域**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人までで黙食**を基本とし、**マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は避けて



Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤-1 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

地域	措置区域	
当初期間	1月21日（金）～2月13日（日）	
延長期間	2月14日（月）～3月6日（日）	
再延長期間	3月7日（月）～3月21日（月）	
対象	全ての飲食店等	
区分	あいスタ認証店	その他の店
内容	当初、延長、再延長のそれぞれの期間において、①又は②を選択（当初、延長、再延長の各期間内における選択は変更できません） ① 5時～20時（酒類提供禁止） ② 5時～21時 （酒類提供：11時～20時）	5時～20時 （酒類提供禁止）

⑤-2 時短要請に係る協力金

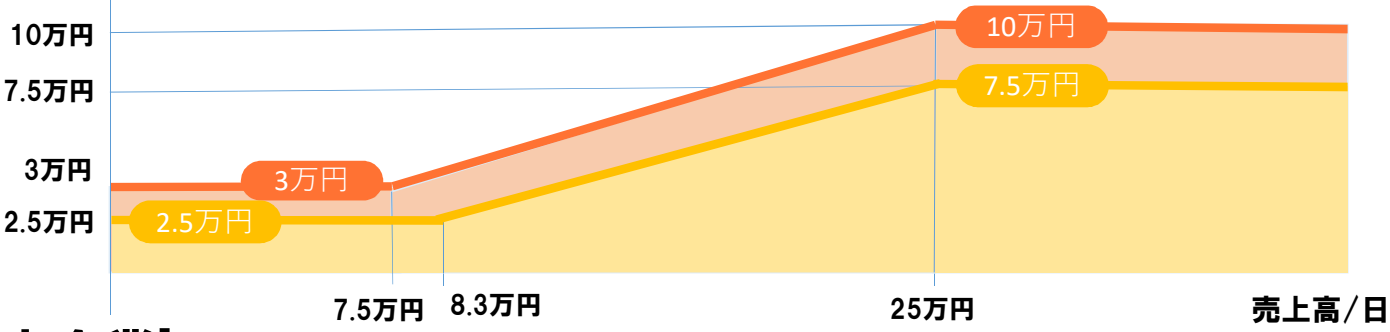
区分	あいスタ認証店（以下の①又は②を選択）		その他の店
営業時間の短縮	① 5時～20時 （酒類提供禁止）	② 5時～21時 （酒類提供:11時～20時）	5時～20時 （酒類提供禁止）
協力金 （1店舗1日あたり）	【中小企業】 売上高に応じて 3～10万円	【中小企業】 売上高に応じて 2.5～7.5万円	【中小企業】 売上高に応じて 3～10万円
	【大企業】 売上高減少額の4割（最大20万円）		
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> あいスタ認証店の認証ステッカーを掲示 		<ul style="list-style-type: none"> 「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターを掲示 業種別ガイドラインを遵守

⑤-3 時短要請に係る協力金

【中小企業】 1店舗・1日あたり（売上高は、2019年、2020年又は2021年の売上高を用いる）

・あいスタ認証店（5時～20時・酒類提供禁止） ・その他の店				・あいスタ認証店 （5時～21時・酒類提供11時～20時）			
売上高/日 およその年売上高	～7.5万円 ～3,000万円	7.5万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～	売上高/日 およその年売上高	～約8.3万円 ～3,000万円	約8.3万円～25万円 3,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	3 万円	3万円～10 万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円	協力金の額 (店舗・日)	2.5 万円	2.5万円～7.5 万円 (1日あたり売上高の30%)	7.5 万円

協力金/店舗・日



【大企業】 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と2019年、2020年又は2021年の売上高と比較）

売上高減少額の4割（最大20万円） ※中小企業においてもこの方式を選択可

午後9時まで営業する店舗は、2019年、2020年又は2021年の1日あたり売上高の30%の額を超えることはできません。

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

期間	当初:1月21日(金)～2月13日(日)・24日間
	延長:2月14日(月)～3月6日(日)・21日間
	再延長:3月7日(月)～3月21日(月)・15日間

主な対象施設（1,000㎡超）	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者の整理・誘導 ・ 入場者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・ 入場整理等の実施状況をHP等を通じて周知
集会場、公会堂 等	
展示場、貸会議室、文化会館 等	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館、美術館、科学館 等	
マージャン店、パチンコ屋 等	
個室ビデオ店、射的場 等	
スーパー銭湯、ネイルサロン等	
大規模小売店、ショッピングセンター等	
スーパー、コンビニ 等	

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドラインの遵守、徹底**
- **全ての施設で、感染防止対策の自己点検**

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- **生活・経済の安定確保に不可欠な事業者**
 - ① **医療体制の維持** (病院・薬局等)
 - ② **支援が必要な方々の保護の継続** (介護老人福祉施設等)
 - ③ **国民の安定的な生活の確保** (インフラ・食料品供給関係等)
 - ④ **社会の安定の維持** (金融・物流・警察・消防・託児所等)
 - ⑤ **その他** (学校等)
- **欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続**

⑨ テレワークの推進等

- **接触機会の低減に向け、休暇取得の促進、テレワークの推進等**
- **勤務抑制 21時以降**

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定

⑫ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント	収容率100%かつ人数上限20,000人
	その他のイベント	収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限5,000人
その他	○事業者は適切な感染防止対策、 イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底 ○参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止 対策を徹底	

⑬ 3月・4月に行われる行事等での対策

- 卒業式、入学式等は適切な開催方法を検討
- 歓送迎会、飲食につながる謝恩会等は自粛
- 卒業旅行、友人との旅行等は控える
- 花見、春祭りなど、多人数が集まる「季節の行事」は
感染防止対策を徹底

⑭ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動の
実施は、地域の感染状況に応じて慎重に検討
- 分散登校、臨時休業等で登校できない場合は、可能な
限りオンラインによる学習支援
- 部活動の合宿は自粛

⑮ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 大人数での行事の自粛**
- マスクの着用が無理なく可能と判断される児童**については、**可能な範囲で、一時的に、マスクの着用を奨めます**
- ただし、**2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応**

⑯ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく**対応を徹底**
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、**オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討**。通所施設において、**導線の分離**など、**感染対策をさらに徹底**

IV. 県の取組

- **感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施**
- **ワクチンの3回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望者全てに円滑に推進**
- **3回目接種の接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者等に対する接種券なしの接種を積極的に推進**
- **小児接種の順次実施、副反応の専門相談窓口の開設**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及**



指標の推移

→警戒領域（イエロー）（10月18日～）、指標の変更

		→第6波														→嚴重警戒						→まん延防止等重点措置								
日付	曜日	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	9	11	15	22	32	42	53	71	76	94	106	116	115	124	131	127	132	149	167	185	208	189	204	221	253	267	324	353	
	過去7日間平均	7.4	7.7	8.6	10.9	14.9	20.1	26.3	35.1	44.4	55.7	67.7	79.7	90.1	100.3	108.9	116.1	121.6	127.7	135.0	145.0	157.0	165.3	176.3	189.0	203.9	218.1	238.0	258.7	
新規陽性者数		2	10	16	17	18	13	21	14	32	71	151	191	392	355	238	232	706	1011	1288	1449	1121	1127	2104	2831	3023	3144	3383	2998	
(2) 新規陽性者数※1		4.4	4.7	6.7	8.6	10.3	11.6	13.9	15.6	18.7	26.6	45.7	70.4	124.6	172.3	204.3	232.9	323.6	446.4	603.1	754.1	863.6	990.6	1258.0	1561.6	1849.0	2114.1	2390.4	2658.6	
(参考項目)																														
入院患者のうち重症者数※1		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.6	1.9	
新規高齢者数※1, ※3		0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.9	0.9	1.6	2.0	7.1	8.9	10.7	13.7	17.0	21.4	26.4	30.7	36.1	40.0	49.7	64.3	74.7	96.1	112.9	135.3	
陽性率※2		0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%	0.8%	0.9%	1.0%	1.1%	1.6%	2.1%	3.4%	4.6%	5.4%	5.5%	7.1%	8.9%	10.7%	12.4%	13.5%	12.6%	14.4%	15.9%	17.2%	17.9%	18.7%	20.2%	

日付	曜日	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	371	383	409	483	486	549	626	649	677	782	839	910	906	935	947	937	1034	1092	1136	1094	1180	1213	1230	1259	1299	1298	1295	1322	
	過去7日間平均	284.7	310.3	337.1	370.0	401.3	433.4	472.4	512.1	554.1	607.4	658.3	718.9	789.9	814.0	856.6	893.7	929.7	965.9	998.1	1025.0	1060.0	1098.0	1139.9	1172.0	1201.6	1224.7	1253.4	1273.7	
新規陽性者数		2453	4055	4611	5087	5196	5568	4379	3943	5696	6126	5784	6147	6381	4674	4108	5855	6287	6122	6638	5100	5466	4420	6661	6591	6385	6399	5751	4690	
(2) 新規陽性者数※1		2848.0	3126.7	3381.0	3675.9	3969.0	4281.1	4478.4	4891.3	4925.7	5142.1	5241.7	5377.6	5493.7	5535.9	5559.4	582.1	5605.1	5653.4	5723.6	5540.6	5653.7	5698.3	5813.4	5856.9	5894.4	5880.3	5953.3	5842.4	
(参考項目)																														
入院患者のうち重症者数※1		2.1	2.4	3.0	3.4	4.1	5.0	6.3	8.0	10.4	12.9	15.3	18.4	21.0	23.4	25.9	28.0	30.0	32.0	32.7	33.9	35.1	36.9	38.0	39.9	41.9	44.3	46.6	49.1	
新規高齢者数※1, ※3		147.4	171.1	196.9	235.3	267.4	303.9	323.9	359.1	395.3	436.9	454.9	482.6	520.1	536.4	536.3	540.9	557.3	577.6	597.0	565.9	569.1	569.1	585.4	578.7	578.9	564.9	578.1	570.1	
陽性率※2		20.1%	20.7%	21.9%	23.6%	25.4%	27.8%	29.3%	31.4%	33.6%	35.5%	36.6%	38.0%	38.7%	38.7%	39.6%	40.9%	41.9%	42.8%	47.6%	47.7%	48.5%	49.3%	51.1%	52.6%	53.9%	50.5%	52.4%	53.0%	

日付	曜日	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(1) 入院患者数	単日	1320	1285	1277	1278	1239	1255	1260	1236	1184	1162	1136
	過去7日間平均	1289.0	1296.9	1299.4	1296.4	1288.0	1282.3	1273.4	1261.4	1247.0	1230.6	1210.3
新規陽性者数		3677	4785	6041	4375	4187	5179	4344	3255	4635	5225	4808
(2) 新規陽性者数※1		5736.3	5488.3	5389.7	5102.6	4788.6	4704.9	4855.4	4595.1	4573.7	4457.1	4519.0
(参考項目)												
入院患者のうち重症者数※1		50.4	51.4	52.3	52.7	53.6	53.9	53.7	53.9	53.9	53.4	53.3
新規高齢者数※1, ※3		575.7	545.0	531.3	488.9	450.6	428.7	417.0	395.0	384.7	354.3	358.4
陽性率※2		54.7%	54.6%	59.7%	58.8%							

指標（2021年12月1日時点から適用）

最大確保病床：2,534床
最大確保重症者用病床：230床

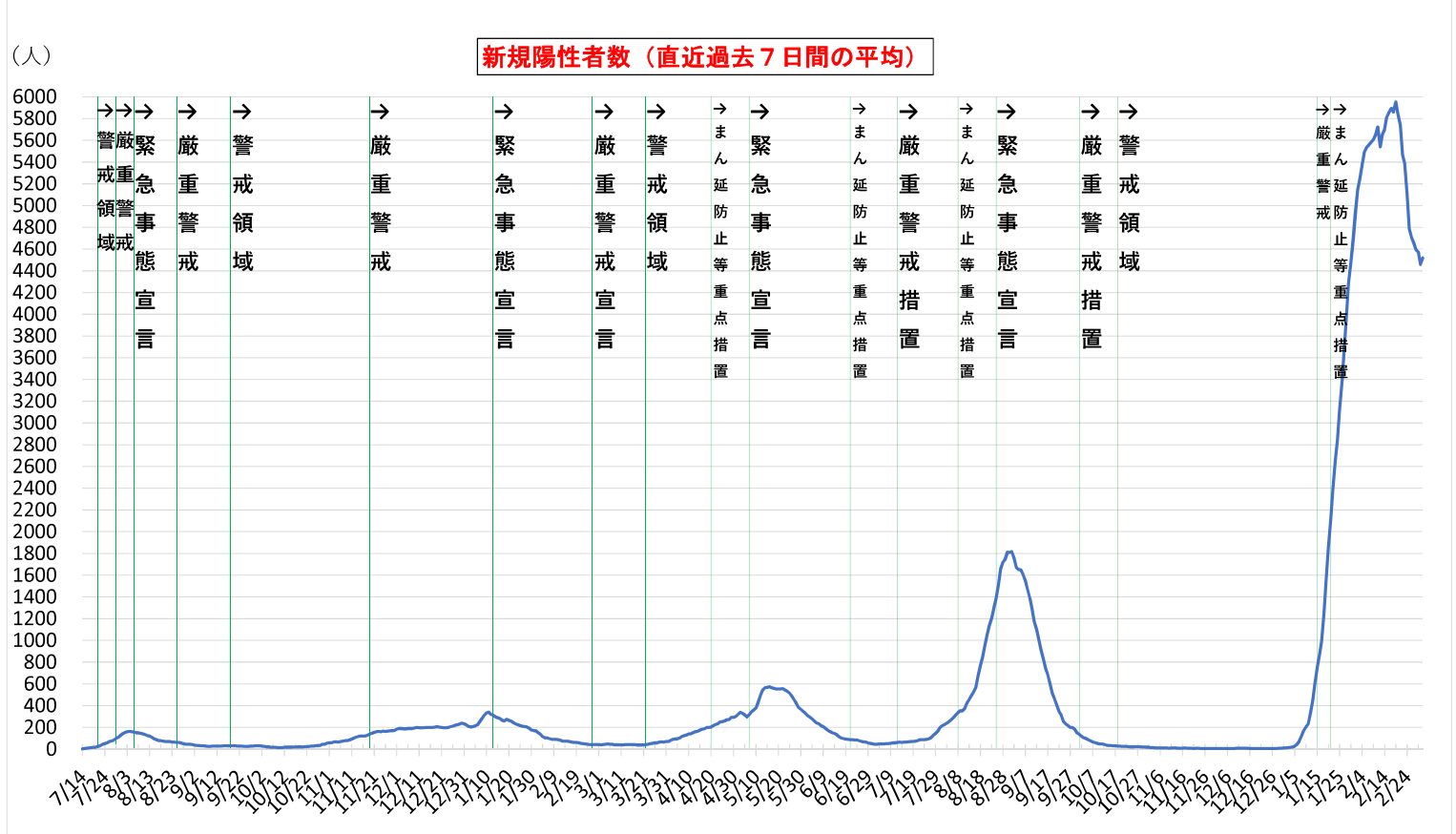
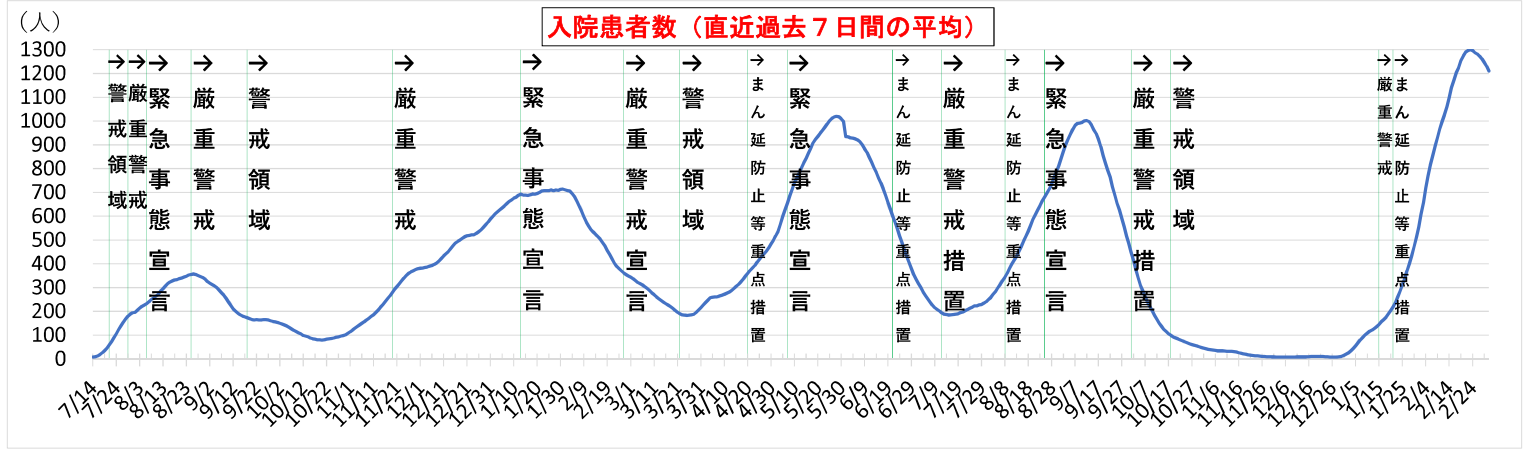
基準項目	注意（警戒）領域			危険領域		
	注意（グリーン） レベル0・1A	警戒（イエロー） レベル1B	嚴重警戒（オレンジ） レベル2	危険（レッド） レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時：単日) (感染縮小時：過去7日間平均)	228人未満	228人※3	456人※4	833人※5	1,132人※6	2,027人※7
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—
参考項目						
入院患者のうち重症者数※1 (過去7日間平均)	26人未満	26人※3	53人※4	86人※5	109人※6	184人※7
新規陽性者数のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率（過去7日間） (陽性者数/検査者数※2)	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陰性確認の検査を除いた人数 ※3 総確保病床の20%
※4 総確保病床の40% ※5 総確保病床の50% ※6 総確保病床の60% ※7 総確保病床の80%

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標の推移

- | | |
|--------------|-----------|
| 2020年 | 2022年 |
| (7月14日～3月3日) | |
| 警戒領域 | : 7月21日～ |
| 嚴重警戒 | : 7月29日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月6日～ |
| 嚴重警戒 | : 8月25日～ |
| 警戒領域 | : 9月18日～ |
| 嚴重警戒 | : 11月19日～ |
| 緊急事態宣言 | : 1月13日～ |
| (緊急事態措置 | : 1月14日～) |
| 嚴重警戒宣言 | : 2月26日～ |
| (嚴重警戒措置 | : 3月1日～) |
| 警戒領域 | : 3月22日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 4月20日～ |
| 緊急事態宣言 | : 5月7日～ |
| (緊急事態措置 | : 5月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 6月21日～ |
| 嚴重警戒宣言 | : 7月8日～ |
| (嚴重警戒措置 | : 7月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 8月8日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月25日～ |
| (緊急事態措置 | : 8月27日～) |
| 嚴重警戒宣言 | : 9月28日～ |
| (嚴重警戒措置 | : 10月1日～) |
| 警戒領域 | : 10月18日～ |
| 嚴重警戒 | : 1月15日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 1月21日～ |



3 感 対 第 2409 号
令和 4 年 2 月 14 日

各新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の長 様

愛知県知事 大村 秀章

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に係る病床フェーズの
引き上げに伴う病床の緊急確保について（要請）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力を
いただき厚くお礼申し上げます。

貴院におかれましては、県民の生命と健康を守るため、積極的に患者を受け入れて
いただき、また、医療従事者の皆様には疲労が蓄積する中で献身的に御尽力いただい
ていることに心より感謝申し上げます。

本県の医療提供体制については、令和 4 年 2 月 7 日付け 3 感対第 2372 号で、オミ
クロン株の特性及びワクチン接種により重症化リスクが低減していることから、入院
基準を「原則、中等症以上」とし、また、医師が延期可能と判断した入院・手術の一
時延期による新型コロナウイルス感染症患者対応に必要な人員の確保、さらには、確
保病床の 85%以上の患者受入を依頼したところです。

しかしながら、感染力が非常に強いオミクロン株により、1 日の新規陽性者数が 6
千人を超え、確保病床における入院患者数も、病床フェーズの緊急フェーズ I への移
行基準である単日入院患者数 833 人を上回り、2 月 14 日現在で 1,180 人となってい
ます。

このため、本日 2 月 14 日（月）から病床フェーズをフェーズ 2 から緊急フェーズ
I へ引き上げます。

つきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10
年法律第 114 号）第 16 条の 2 第 1 項に基づき、病床の緊急確保を要請しますので、
令和 3 年 11 月 30 日付け 3 感対第 2066 号愛知県知事通知「新型コロナウイルス感染
症に係るフェーズごとの重点医療機関等の指定について」に基づき、緊急確保病床の
即応化を速やかに行うようお願い申し上げます。

なお、重症者用病床については、貴院の使用状況に応じて即応化時期を御判断いた
だいて差し支えありません。

おって、後日指定病床数の変更をされた医療機関については、最新の「新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関等の指定変更について」に基づき対応をお願いします。

担 当 感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室体制整備グループ

国の新たなレベル分類と県の指標について

(2021年12月1日適用)

国の新たなレベル分類	レベル0 (感染者ゼロ)	レベル1 (維持すべき)	レベル2 (警戒を強化)	レベル3 (対策を強化)	レベル4 (避けたい)
状況	新規陽性者ゼロが維持されている	安定的に一般医療が確保され、コロナ患者にも対応できている	新規陽性者が増加傾向で、医療に負荷が生じはじめているが、コロナ病床を増やすことで対応できている	一般医療を相当程度制限しなければ、コロナ患者に対応できない	一般医療を大きく制限しても、コロナ患者に対応できない
求められる対策	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 医療提供体制の強化（治療薬のアクセス向上を含む） 基本的感染防止対策をはじめ、総合的な感染対策の継続 		<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い行動自粛 保健所の体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 強い感染拡大防止策の実施（非常事態措置等） ワクチン検査パッケージの停止を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる一般医療の制限 積極的疫学調査の重点化 災害医療的な対応
国が示すレベル移行の考え方		<p>保健所のひっ迫を考慮し、病床使用率、新規陽性者数も含め各都道府県が設定</p>		<p>病床使用率 50%以上 3週間後に病床が不足</p>	
			<p>病床使用率 50%未満 重症・中等症患者が減少傾向 新規陽性者数が2週間減少し、50人/10万人/週程度になる</p>		

県の領域	注意(グリーン)		警戒(イエロー)	嚴重警戒(オレンジ)	危険(レッド)		
県のレベル分類	レベル0	レベル1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
病床フェーズ 稼働病床数	フェーズ0 66床 (感染症指定病床)	フェーズ1 1,141床 (①即応病床)		フェーズ2 1,666床 (①+②準備病床)	緊急フェーズI 1,888床 (①+②+③緊急確保病床)	緊急フェーズII 2,534床(うち臨時医療施設429床) (①+②+③+④病床の更なる緊急確保)	
県の指標 基準項目	入院患者数	<p>単日入院患者 228人以上 (1,141床の20%)</p> <p>7日間平均の入院患者 228人未満</p>		<p>単日入院患者 456人以上 (1,141床の40%)</p> <p>7日間平均の入院患者 456人未満</p>	<p>単日入院患者 833人以上 (1,666床の50%)</p> <p>7日間平均の入院患者 833人未満</p>	<p>単日入院患者 1,132人以上 (1,888床の60%)</p> <p>7日間平均の入院患者 1,132人未満</p>	<p>単日入院患者 2,027人 (2,534床の80%)</p> <p>7日間平均の入院患者 2,027人未満</p>
	新規陽性者数	<p>7日間平均の 新規陽性者数 50人</p> <p>(5人/10万/週)</p>		<p>7日間平均の 新規陽性者数 160人</p> <p>(15人/10万/週)</p>	<p>7日間平均の 新規陽性者数 530人</p> <p>(50人/10万/週)</p>		



本セミナーは、SDGsの「3 すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の強化について

新型コロナウイルス感染症に係る検査体制については、PCR検査が、県衛生研究所を始め、保健所設置市、民間検査機関及び医療機関において、1日あたり約22,000件の検査能力を確保しております。

また、抗原検査については、1,817の診療・検査医療機関を指定し、1日あたり約36,000件の検査能力を確保しており、合わせて約58,000件の検査能力を確保しているところです。

この度、民間検査機関や医療機関のご協力により、PCR検査が1日あたり約48,000件、抗原検査が46機関増の1,863機関、約37,000件となり、合わせて1日あたり最大約85,000件の検査能力となりますので、お知らせします。

(1日あたりの検査能力)

区 分	検 査 能 力		増加分
	21年11月末時点	22年2月末時点	
県	PCR 2,520件	PCR 2,520件	
県衛生研究所	PCR 520件	PCR 520件	
業務委託 (藤田医大、愛知医大)	PCR 2,000件	PCR 2,000件	
保健所設置市	PCR 588件	PCR 880件	292件
民間検査機関	PCR 7,335件	PCR 30,397件	23,062件
医療機関	PCR 12,168件 抗原 約36,000件	PCR 14,527件 抗原 約37,000件	2,359件 約1,000件
合 計	PCR 22,611件 抗原 36,000件	PCR 48,324件 抗原 約37,000件	PCR 25,713件 抗原 約1,000件

軽症者等宿泊療養施設について

愛知県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設を開設・運営しております。

記

運営施設		開設時期	室数	
尾張	東横 INN 名古屋名駅南	2020年8月7日	805室	1,516室
	R & B ホテル名古屋新幹線口	2021年8月24日	262室	
	ホテルウイングインターナショナル名古屋	2022年1月28日	224室	
	ベッセルイン栄駅前	2022年2月4日	225室	
西三河	東横 INN 三河安城駅新幹線南口 I	2021年8月31日	143室	389室
	東横 INN 三河安城駅新幹線南口 II	2020年12月22日	246室	
東三河	豊川グランドホテル	2020年12月4日	58室	304室
	蒲郡ホテル	2021年9月15日	114室	
	コンフォートホテル豊橋	2022年2月18日	132室	
合計			2,209室	

大規模集団接種会場における接種状況(3月3日(木))実施分

会場名	予約枠	予約枠数	予約数	当日 キャンセル数	接種見合わせ 〔予診のみ〕	接種者数	接種者数 〔会場累計〕
名古屋空港 ターミナルビル (豊山町)	LINE・電話枠	1,000 人	610 人	20 人	0 人	590 人	31,517 人
	追加枠 (予約キャンセル)	100 人	99 人	4 人	0 人	95 人	9,286 人
	追加枠 (高齢者施設等)	100 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1,060 人
	市町村職員等		0 人	0 人	0 人	0 人	901 人
	企業枠		38 人	1 人	0 人	37 人	1,153 人
	妊産婦等					3 人	38 人
	小計	1,200 人	747 人	25 人	0 人	725 人 (60.4)%	43,955 人
藤田医科大学 (豊明市)	LINE・電話枠	500 人	296 人	6 人	0 人	290 人	14,631 人
	追加枠 (予約キャンセル)	50 人	164 人	5 人	0 人	159 人	19,305 人
	追加枠 (高齢者施設等)	50 人	0 人	0 人	0 人	0 人	566 人
	市町村職員等		49 人	4 人	0 人	45 人	1,048 人
	企業枠		90 人	3 人	0 人	87 人	3,086 人
	妊産婦等					1 人	14 人
	小計	600 人	599 人	18 人	0 人	582 人 (97.0)%	38,650 人
愛知医科大学 メディカル センター (岡崎市)	LINE・電話枠	300 人	228 人	9 人	1 人	218 人	8,683 人
	追加枠 (予約キャンセル)	30 人	27 人	0 人	0 人	27 人	1,463 人
	追加枠 (高齢者施設等)	30 人	0 人	0 人	0 人	0 人	57 人
	市町村職員等		0 人	0 人	0 人	0 人	35 人
	企業枠		1 人	0 人	0 人	1 人	44 人
	妊産婦等					2 人	9 人
	小計	360 人	256 人	9 人	1 人	248 人 (68.9)%	10,291 人

() 内は予約枠数に対する接種者数の割合

【3月3日(木)実施分】

会場名	予約枠	予約枠数	予約数	当日 キャンセル数	接種見合わせ 〔予診のみ〕	接種者数	接種者数 〔会場累計〕
藤田医科大学 岡崎医療 センター (岡崎市)	LINE・電話枠	500 人	498 人	5 人	0 人	493 人	10,937 人
	追加枠 (予約キャンセル)	50 人	15 人	1 人	0 人	14 人	2,442 人
	追加枠 (高齢者施設等)	50 人	0 人	0 人	0 人	0 人	84 人
	市町村職員等		0 人	0 人	0 人	0 人	62 人
	企業枠		0 人	0 人	0 人	0 人	109 人
	妊産婦等					0 人	5 人
	小計	600 人	513 人	6 人	0 人	507 人 (84.5)%	13,639 人
JA 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市) 【土日実施】	LINE・電話枠	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3,711 人
	追加枠 (予約キャンセル)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	258 人
	追加枠 (高齢者施設等)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	79 人
	市町村職員等		0 人	0 人	0 人	0 人	60 人
	企業枠		0 人	0 人	0 人	0 人	56 人
	妊産婦等					0 人	2 人
	小計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人 (—)%	4,166 人
愛知県東三河 総合庁舎 (豊橋市)	LINE・電話枠	400 人	48 人	3 人	0 人	45 人	3,382 人
	追加枠 (予約キャンセル)	40 人	61 人	1 人	0 人	60 人	1,757 人
	追加枠 (高齢者施設等)	40 人	0 人	0 人	0 人	0 人	4 人
	市町村職員等		0 人	0 人	0 人	0 人	197 人
	企業枠		17 人	0 人	0 人	17 人	212 人
	妊産婦等					0 人	0 人
	小計	480 人	126 人	4 人	0 人	122 人 (25.4)%	5,552 人

() 内は予約枠数に対する接種者数の割合

【3月3日(木)実施分】

会場名	予約枠	予約枠数	予約数	当日 キャンセル数	接種見合わせ 〔予診のみ〕	接種者数	接種者数 〔会場累計〕
合 計	LINE・電話枠	2,700 人	1,680 人	43 人	1 人	1,636 人	72,861 人
	追加枠 (予約キャンセル)	270 人	366 人	11 人	0 人	355 人	34,511 人
	追加枠 (高齢者施設等)	270 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1,850 人
	市町村職員等		49 人	4 人	0 人	45 人	2,303 人
	企業枠		146 人	4 人	0 人	142 人	4,660 人
	妊産婦等					6 人	68 人
	小計	3,240 人	2,241 人	62 人	1 人	2,184 人 (67.4)%	116,253 人

() 内は予約枠数に対する接種者数の割合

【名古屋空港ターミナルビル会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
自衛隊員26人、教職員23人、警察職員18人 等 計95人
- 企業・団体 37人

【藤田医科大学会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
藤田医科大学病院関係者115人、警察職員21人、教職員10人 等 計159人
- 市町村職員の内訳
東海市(小学校教諭等) 45人
- 企業・団体 87人

【3月3日(木)実施分】

【愛知医科大学メディカルセンター会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
警察職員15人、教職員10人 等 計27人
- 企業・団体 1人

【藤田医科大学岡崎医療センター会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
教職員6人 等 計14人

【愛知県東三河総合庁舎会場】

- 追加枠(予約キャンセル枠)の内訳
教職員30人、警察職員13人、自衛隊員12人 等 計60人
- 企業・団体 17人

〈妊産婦等への接種の内訳〉

接種を受けた方の別	妊婦等		出産後1年以内の女性等		合計
	妊婦	夫またはパートナー	出産後1年以内の女性	夫またはパートナー	
3月3日実施分	3	1	1	1	6
累計	32	16	11	9	68

【3月3日(木)実施分】

愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）
 （令和4年3月4日作成）

区分	3回目接種
接種回数（VRS登録実績） （3月3日時点）	【前日比】 1,794,629回（+45,271回）
18歳以上人口 接種率 [母数:634.6万人]	28.28%（+0.71ポイント）
全人口 接種率 [母数:755.9万人]	23.74%（+0.60ポイント）

【年代別接種率】

（単位：％）

3回目 接種率	10代 (18歳～)	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
3月3日	2.79	7.73	7.78	9.76	15.28	26.26	67.92
3月2日	2.59	7.52	7.56	9.43	14.54	24.87	66.63
伸び率	0.20	0.21	0.22	0.33	0.74	1.39	1.29

人口上位 10 都道府県のワクチン接種（3 回目接種）の状況 （接種率順）

令和4年3月3日時点

	都道府県名	全人口（人）	接種回数（回）	接種率（%）
1	愛知県	7,558,802	1,794,629	23.74
2	東京都	13,843,329	3,252,958	23.50
3	福岡県	5,124,170	1,178,753	23.00
4	兵庫県	5,523,625	1,244,181	22.52
5	埼玉県	7,393,799	1,621,733	21.93
6	静岡県	3,686,260	798,561	21.66
7	千葉県	6,322,892	1,361,042	21.53
8	北海道	5,226,603	1,118,322	21.40
9	大阪府	8,839,511	1,757,167	19.88
10	神奈川県	9,220,206	1,786,257	19.37

人口上位 10 都道府県	72,739,197	15,913,603	21.88
4 7 都道府県	126,645,025	29,018,298	22.91



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

県の大規模集団接種会場における妊産婦の方への予約なしの3回目接種の実施について

妊婦の方が新型コロナウイルスに感染した場合、妊娠していない方と比べ、重症化するリスクが高いことから、感染予防と重症化予防の観点から、希望するできるだけ多くの妊婦の方に、速やかにワクチン接種を進めていくことが必要です。

愛知県では、妊産婦の方への新型コロナワクチンの3回目接種について、1月21日（金）から、主治医の指示のもと、かかりつけの産婦人科等における接種券なしの接種を可能とし、妊産婦の方へのワクチン接種の促進を図っているところです。

この取組に加え、本日2月21日（月）から、1・2回目接種の時と同様、3回目の接種についても、県の6か所の大規模集団接種会場において、妊産婦の方に対する予約なしのワクチン接種を進めていくことといたします。

記

1 実施期間

2022年2月21日（月）から7月31日（日）まで

2 実施会場

県が開設する6か所の大規模集団接種会場

- ・名古屋空港ターミナルビル会場
- ・藤田医科大学会場
- ・藤田医科大学岡崎医療センター会場
- ・愛知医科大学メディカルセンター会場
- ・JA愛知厚生連安城更生病院会場
- ・東三河総合庁舎会場

3 対象となる者

- ・ 2回目接種から6か月を経過している妊婦及び出産後1年以内の方
- ※ 家庭内での感染リスクを減らすため、妊産婦の方に加え、その夫又はパートナーの方についても、ご一緒にワクチンの接種を受けることができます。

4 接種に当たっての留意事項

- ・ 接種を受ける際には、接種券を必ずご持参ください。
- ・ 身分証明書と合わせ、母子手帳の持参をお願いします。
- ・ 事前に、かかりつけの産婦人科等の医師に接種の相談をしていただくよう、お願いいたします。

5 その他

(1) 「東三河総合庁舎会場」の開設時間について

現在、「東三河総合庁舎会場」では、医師・看護師等の医療資源を効率的に活用するため、予約の埋まり具合に応じて、開設時間を短くするなど、弾力的な運用を行っています。

「東三河総合庁舎会場」にお越しいただく際は、ウェブページで開設時間を確認の上、ご来場いただきますよう、お願いいたします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/wakuchin-daikibokaijou-sankaime.html>

(2) 1・2回目接種を希望される妊産婦の方について

1・2回目の接種を希望する妊産婦の方についても、6か所の会場でワクチン接種を受けることができますが、それぞれの会場で、実施する曜日・時間帯を限定していますので、あらかじめLINE・電話での予約をお願いいたします。

会場名	曜日	接種時間
名古屋空港ターミナルビル会場	金曜日	午前9時～午前10時
藤田医科大学会場	土曜日	午前11時～正午
藤田医科大学岡崎医療センター会場	水曜日	正午～午後1時
愛知医科大学メディカルセンター会場	金曜日	午後1時～午後2時
J A 愛知厚生連安城更生病院会場	土曜日	午前9時～午前10時
東三河総合庁舎会場	金曜日	午後4時～午後4時30分



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

県の大規模集団接種会場における5歳から11歳の小児への新型コロナウイルスワクチン接種予約の開始について

5歳以上11歳以下の小児に対する新型コロナウイルスワクチン接種について、現在、各市町村において、地域の医療機関等に御協力いただきながら、接種体制の構築を進めています。

県としても、市町村の接種を後押ししていくため、4か所の大規模集団接種会場において、小児に対するワクチン接種を実施することとしています。(2022年2月14日発表済み)

この度、接種体制の準備が整い、2月25日(金)から予約の受付を開始いたしますので、お知らせします。

記

1 会場の概要

(1) 名古屋空港ターミナルビル会場

(あいち小児保健医療総合センターの医師・看護師等が接種を行います。)

所在地	西春日井郡豊山町大字豊場 県営名古屋空港ターミナルビル 3階	
予約開始日	2022年2月25日(金) 午前9時	
接種開始日	2022年3月5日(土)	
アクセス	公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・シャトルバス(あおい交通) 名駅-空港 栄-県庁-空港 勝川駅(JR)-味美駅(名鉄)-空港 ・路線バス(名鉄バス) 西春駅(名鉄)-空港
	無料シャトルバス 発着場所	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄バスセンター ・市営地下鉄 黒川駅(黒川バスターミナル)
	駐車場	会場周辺に無料駐車場を用意

(2) 藤田医科大学会場

所在地	豊明市沓掛町田楽ケ窪 1 番地 98 藤田医科大学病院 1 階 小児科外来	
予約開始日	2022年2月25日(金) 午前9時	
接種開始日	2022年3月 5日(土)	
アクセス	公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス(名鉄バス) 前後駅(名鉄)－藤田医科大学 赤池駅(地下鉄)－徳重駅(地下鉄)－藤田医科大学 ・路線バス(名古屋市営) 原駅(地下鉄)－徳重駅(地下鉄)－藤田医科大学 鳴子北(地下鉄)－藤田医科大学 大高駅(JR)－藤田医科大学(16時台までの運行)
	無料シャトルバス 発着場所	JR 大府駅
	駐車場	大学内に無料駐車場を用意

(3) 藤田医科大学岡崎医療センター会場

所在地	岡崎市針崎町字五反田 1 番地 藤田医科大学岡崎医療センター 1 階 小児科外来	
予約開始日	2022年2月25日(金) 午前9時	
接種開始日	2022年3月 7日(月)	
アクセス	公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス(名鉄バス) 東岡崎駅(名鉄)－岡崎駅(JR)－岡崎医療センター ・路線バス(名鉄東部交通) 西尾駅(名鉄)－岡崎医療センター (14時台までの運行)
	無料シャトルバス 発着場所	名鉄 桜井駅
	駐車場	敷地内に無料駐車場を用意

(4) 愛知医科大学メディカルセンター会場

所在地	岡崎市仁木町字川越 17 番地 33 愛知医科大学メディカルセンター 1階
予約開始日	2022年2月25日(金) 午前9時
接種開始日	2022年3月5日(土)
アクセス	・路線バス(名鉄バス) 岡崎駅(JR)-東岡崎駅(名鉄)-メディカルセンター [※] (※ バス停は「三菱自動車EV技術センター」)
無料シャトルバス 発着場所	愛知環状鉄道 新豊田駅(名鉄豊田市駅経由)
駐車場	敷地内に無料駐車場を用意

2 対象者

県内に在住の5歳から11歳の小児。(保護者の同伴が必要です)

3 予約の方法

接種券が届いてから、県のLINE予約システム又はコールセンターでの電話受付で予約してください。

2月25日(金)に、3月5日(土)から3月25日(金)までの3週間分の予約を開始します。その後も、3週間単位で予約を開放してまいります。予約の締切りは接種希望日前日の正午までです。

なお、1回目の接種を予約すると、3週間後の2回目接種が自動的に予約されます。

(1) LINE予約(24時間受付)

ID「@aichipref」で検索又は右の二次元コードを読み取り、愛知県公式アカウントを友だち登録して、予約をしてください。

(2) 電話予約(午前9時から午後5時まで受付)

愛知県大規模集団接種会場予約コールセンター

電話番号0570-666-885(通話料がかかります。)



4 使用するワクチン

5~11歳用のファイザー社の専用ワクチンを使用します。

3週間の間隔をおいて、2回接種します。

5歳から11歳の小児が新型コロナワクチンを受けるには

○お子様のワクチン接種には、保護者の方の同意と立ち会いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

まわりの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

○ワクチン接種当日は母子健康手帳をご持参ください。

子どものワクチン接種では、接種履歴は母子健康手帳で管理しているため、接種当日には母子健康手帳をご持参ください。

その他、接種券、お子様の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）を忘れずにお持ちください。

大規模集団接種会場においては、かかりつけ医ではない初対面の医師が予診を担当し、母子健康手帳でお子様の予防接種履歴を確認することになります。予防接種の履歴など安全に接種できることを確認できなければ、当日、予診担当医師の判断で接種をお断りする場合があります。

○他のワクチンとの接種間隔は13日以上必要です。

他の予防接種を行う場合、原則として新型コロナワクチン接種と13日以上の間隔を空けてください。

○ワクチンについての疑問や不安があるときはかかりつけ医などにご相談ください。

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔などについては、かかりつけ医などにご相談ください。また、お子様に基礎疾患があるときなど、ワクチンについての疑問や不安があるときも、かかりつけ医などによくご相談ください。



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

小児（5歳以上11歳以下）への新型コロナワクチン接種後の副反応等に対応する専門相談窓口の新規開設について

愛知県では、新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状を示した方への対応について、県内10か所の専門的な医療機関の協力を得て、かかりつけ医など身近な医療機関で専門的な対応が必要と判断された場合、接種を受けた方が専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を確保しています。

この度、小児（5歳以上11歳以下）への新型コロナワクチン接種の開始に合わせ、下記のとおり、新たに「あいち小児保健医療総合センター（大府市）」に専門相談窓口を開設し、県内11か所の専門的な医療機関において、小児の新型コロナワクチン接種後の副反応等に対応してまいります。

記

1 新たに専門相談窓口となる医療機関名称

あいち小児保健医療総合センター

（住所：大府市森岡町七丁目 426 番地）

2 設置期間

2022年3月1日（火）から9月30日（金）まで

3 専門相談窓口の役割

- （1）かかりつけ医など身近な医療機関から紹介があった小児患者への対応
- （2）かかりつけ医など身近な医療機関の医師からの電話相談への対応

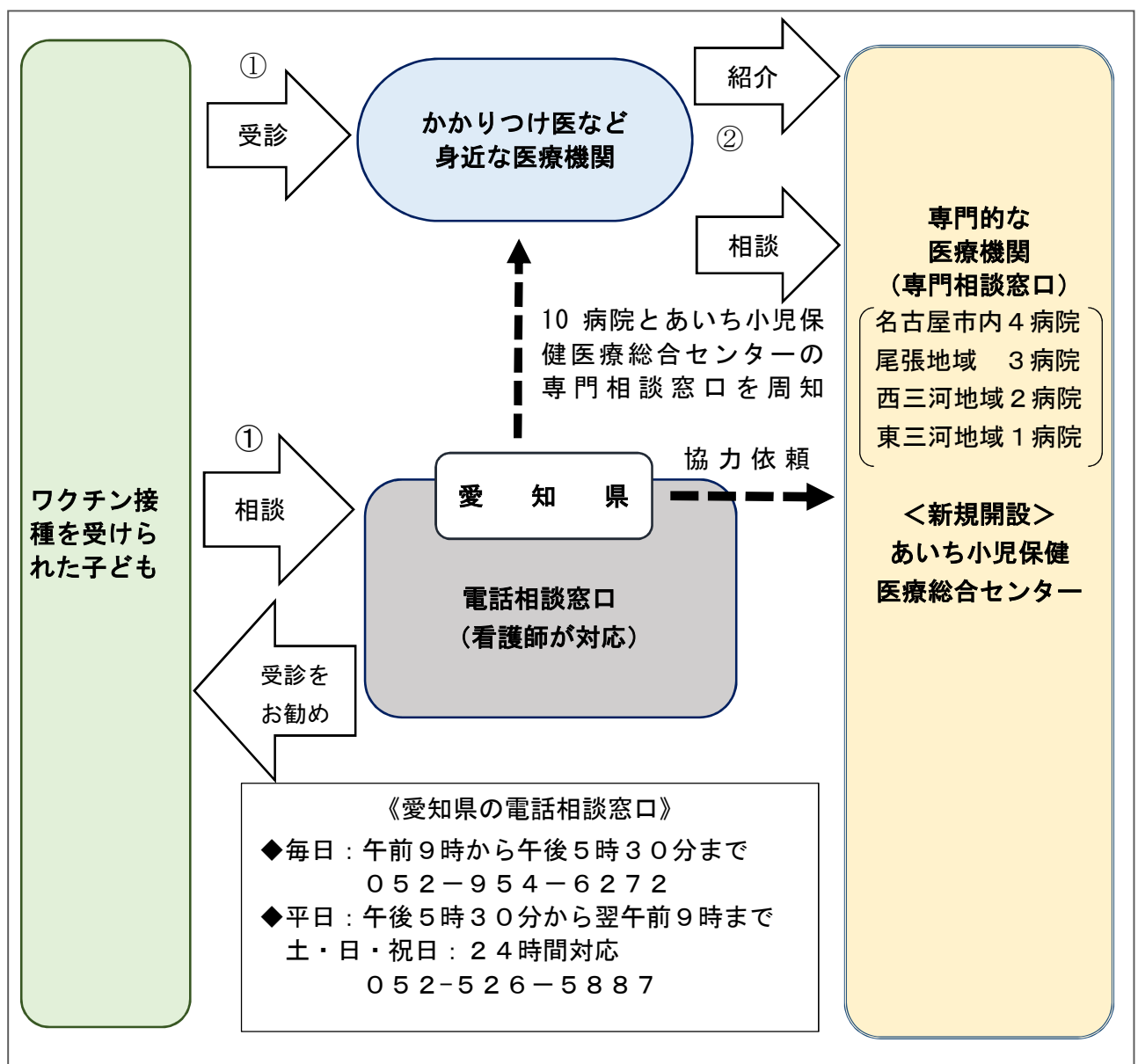
4 その他

専門的な医療機関を受診するには、かかりつけ医など身近な医療機関で受診した上で、診療した医師からの紹介を得る必要があります。そのため、ワクチン接種後に副反応を疑う症状があった場合、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関を受診していただきます。

<参考>新型コロナワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制について

ワクチン接種後に副反応を疑う症状を示した方は、

- ①まず、かかりつけ医など身近な医療機関を受診していただきます。なお、事前に県の電話相談窓口にご相談があれば、看護師等が状況を聞き取り、必要に応じてかかりつけ医など身近な医療機関の受診を案内します。
- ②かかりつけ医など身近な医療機関で、専門的な対応が必要と判断された場合、診療した医師が専門的な医療機関を紹介します。
- ③紹介先の専門的な医療機関において、診察を受けていただきます。



～ 再延長に伴う県立学校の対応のポイント ～

_____は措置本文に記載

感染の急激な拡大が続いていたことにより、感染のリスクが高い学習活動は2月8日から、部活動は2月4日から、**一時的に実施を控えて**いましたが、**新規陽性者数が減少傾向にある**ため、学習活動は地域の感染状況に応じて慎重に検討、部活動は、**感染防止対策を徹底した上で再開**することとします。

教育活動

○教育活動について、これまで中止としていた「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施は、地域の感染状況に応じて慎重に検討する。

- ① 理科における「児童生徒同士が**近距離で活動する実験や観察**」
- ② 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が**近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動**」
- ③ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が**長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等**」及び「**近距離で一斉に大きな声で話す活動**」
- ④ 音楽における「室内で児童生徒が**近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏**」
- ⑤ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が**近距離で活動する調理実習**」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が**密集する運動**」や「**近距離で組み合ったり接触したりする運動**」

部活動

○部活動は、**感染防止対策を徹底した上で再開**する。

・**対外的な練習試合、合同練習の実施は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を検討しながら、感染防止対策を講じた上で慎重に判断**する。

・**部合宿は、自粛**する。

・**公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に判断**する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、 抗原定性検査簡易キットを保健所等に配備します

予算額 548,064千円

感染拡大時に、濃厚接触者や感染不安のある方への検査やクラスターの発生が懸念される学校施設での検査が速やかに実施できるよう、抗原定性検査簡易キットを購入し、保健所、県立学校及び私立学校に配備します。

○ 購入数

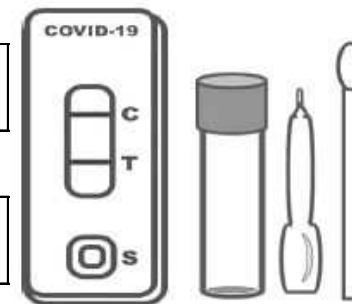
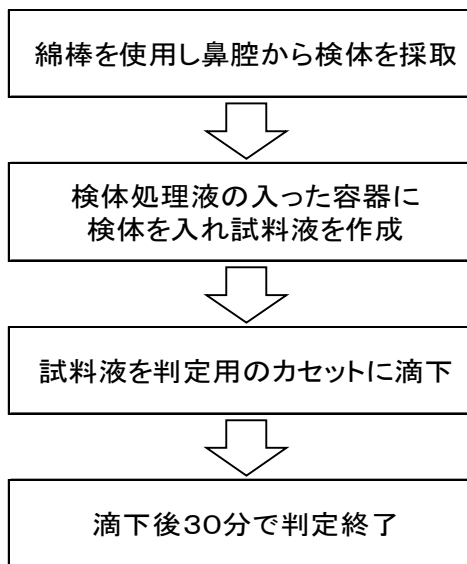
45万人分

※外に2021年度の既決予算にて5万人分(県保健所分)を購入

○ 配備先

- ・ 県保健所 (10万人分)
- ・ 保健所設置市 (9万人分)
- ・ 県立学校・私立学校 (26万人分)

<検査簡易キットの操作手順>



抗原定性検査簡易キットの配備先の内訳

< 保健所 >

○ 県保健所 10万人分

外に2021年度既決予算にて5万人分購入

○ 保健所設置市 9万人分

◆ 名古屋市保健所 5万人分

◆ 中核市保健所 4万人分

(豊橋市・岡崎市
一宮市・豊田市)

< 学校 >

○ 県立学校・私立学校 26万人分

◆ 県立学校 180校 15万人分

- ・ 高等学校（通信制含む）
12万2千600人分
- ・ 特別支援学校 9千人分
- ・ その他（追加配分用）
1万8千400人分

◆ 私立学校 84校 11万人分

- ・ 高等学校 5万5千人分
- ・ 専修学校（高等課程）
2万9千人分
- ・ その他（追加配分用）
2万6千人分

愛知県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒に対する 新型コロナウイルスワクチン接種を実施します

予算額 28,973千円（新規）

新型コロナウイルスワクチン接種を希望する県立特別支援学校の幼児児童生徒のうち、障害を有することにより自治体が開設する集団接種会場やかかりつけ医等での接種が困難な幼児児童生徒に対して、在籍する各学校においてワクチン接種を実施します。

○ 対象者

県立特別支援学校に在籍する満5歳以上の幼児児童生徒のうち、学校でのワクチン接種を希望する者
(2022年度新生を含む)

- ・接種は、必ず保護者同伴で実施
- ・満5歳以上満11歳以下の幼児児童には小児用ワクチンを接種
- ・満12歳以上の生徒には大人用ワクチンを接種

○ 実施場所

対象者の在籍する県立特別支援学校

○ 今後の予定

2022年	3月下旬	保護者への接種希望のアンケート調査を実施
	4月上旬	調査結果集約、実施日程等の調整
	4月下旬	1回目のワクチン接種を実施
	(3週間後)	2回目のワクチン接種を実施

新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

2019年度（2月補正予算）～2020年度（2月補正予算） 4,539億円①

2021年度

当初予算 1,308億円 9月補正予算 896億円

追加補正 3億円 11月補正予算 （県立病院事業会計
1億円含む）

4月補正予算 607億円 Δ 1,215億円

5月補正予算 （県立病院事業会計
5億円含む） 851億円 1月補正予算 337億円

6月補正予算 1,416億円 2月補正予算 560億円

7月補正予算 601億円 うち今回追加補正 206億円

8月補正予算 （県立病院事業会計
1億円含む） 1,148億円 合計 6,512億円②

2022年度

当初予算 （県立病院事業会計
2億円含む） 1,920億円

追加補正 41億円

うち今回追加補正 7億円

合計 1,961億円③

累計 計（①+②+③） 1兆3,012億円